

第1部 総論 軍縮と不拡散をめぐる現状と今後の展望

第1章 冷戦後の軍縮と不拡散をめぐる状況

「軍縮」は、軍備の縮小や削減及び廃絶をめざすものであり、「不拡散」は、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段、その関連物資や技術などの拡散を抑制し、阻止することを目的とするものである。「軍備管理」は、軍備の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味し、そもそもは、70年代に米国と旧ソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、核大国間の核管理の仕組みを作り上げることが目的とする概念であった。軍備管理・軍縮・不拡散は、軍備ないし兵器を対象にしていることから分かるように、安全保障を補完する重要な柱として位置づけられている。それと同時に、これらの概念はいずれも、軍備を管理・制限することにより、平和で安全な世界を作りたいとの人類の願望を出発点としている。

科学技術の進歩により兵器の破壊力と殺傷力が急速に増大し、特に今世紀に2度の世界大戦を経て、原子爆弾の投下等を経験した後の人類にとって、軍備管理・軍縮・不拡散は、それらの兵器、とりわけ核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器の管理と削減を通じて、人々の被害や犠牲、苦痛をできる限り低減させるという人道主義的色彩をなお一層強めてきた。

軍備管理・軍縮・不拡散は、当然のことながら国際的な政治情勢と安全保障環境の変化に大きく左右される。冷戦が終わって東西対立の緊張が緩和した90年代前半、核軍縮・不拡散の動きは、大きな高まりを見せた。特に、米露間で第1次戦略兵器削減条約（START I）が発効し、全世界に存在する核兵器の数は飛躍的に削減されることになった。また、フランス、中国をはじめとするいくつもの国が核兵器不拡散条約（NPT）に加入した。さらに96年には、地下核実験を含むあらゆる核実験を禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）が国連総会で採択された。

しかしその一方で、90年代後半を中心に、核軍縮・不拡散の流れを逆行・停滞させるような動きも目立った。特に、90年代前半のNPTの締約国であるイラクや北朝鮮の核開発疑惑に続いて、98年には、インドが核実験を行い、パキスタンがそれに続いた。インドの核実験は、安全保障上の考慮もさることながら、大国としての地位を認められたいとの強い願望がその背景にあると見られる。しかし、これらの出来事により、NPTを礎とする核軍縮・不拡散体制は、大きな挑戦を受けている。また、98年以降、米国が弾道ミサイルの攻撃から自らを防衛するためのミサイル防衛構築への動きを加速させたことに対して、ロシアは自国の抑止力にとって脅威であり、戦略バランスに重大な影響を与えるとして反対し、米露間の核軍備管理交渉は停滞した。中国もミサイル防衛を自国に著しく不利な動きであるにとらえ、多数国間の軍縮条約交渉の場であるジュネーブ軍縮会議（CD:Conference on Disarmament）等の場において反論を行っている。

ジュネーブ軍縮会議は、96年夏には懸案のCTBT交渉を終結させたものの、それ以降は実質的な審議が停滞している。CTBTに続く最優先課題として期待される、高濃縮ウランやプルトニウムなど核兵器の原材料となる物質の生産を禁止する「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」（FMCT：いわゆるカットオフ条約）についても、いまだに交渉は開始されていない。主要国間の利害対立が調整される目途はたっており、ジュネーブ軍縮会議の膠着状況はもう少し続くであろう。その一方で、核兵器以外の大量破壊兵器である生物・化学兵器や通常兵器の分野においては、90年代を通じて国際的な取り組みが徐々に強化されつつある。

21世紀に入り、軍備管理・軍縮・不拡散を巡る環境は、大きな岐路に立っている。2001年の米政権の交替は、軍備管理・軍縮・不拡散の世界に大きな影響を与え始めている。また、特に同年9月11日に発生した同時多発テロは、米国の脅威認識を大きく変えた。これらの結果、米国においていくつもの本質的な変化が起こっている。

第1に、米国は自国の軍事力のあり方を見直し、新たな戦略態勢の構築を目指している。ロシアとの関係改善もあって、戦略核兵器を中核と

する核抑止力に依存する伝統的な核戦略の役割が相対的に低下し、非核の防衛兵器の役割を重視する戦略に転換した。

第2に、米国は、主たる脅威は核兵器国から来るのではなく、「ならず者国家」(特にブッシュ大統領の言う「悪の枢軸」)にあるという見解を明確にしている。この考え方では、とりわけテロリストの手に大量破壊兵器が渡ることが当面の最大の脅威と位置づけられている。テロリストに本格的な大量破壊兵器、特に核兵器を作る能力は一般的にはなく、必ず「国家」の支援を必要としており、テロリストにその能力を与える可能性があるのが「ならず者国家」であるため、「ならず者国家」対策が最も重要であるとの判断に立っているのである。

第3に、米国の利益に役立つ限りにおいて多国間の枠組を強化し、活用するという方針をとっている。2002年1月24日のジュネーブ軍縮会議におけるボルトン米国務次官の演説の言葉を借りれば、“pro-American”の姿勢である。

このような米国の考えと動きが、今後の軍備管理・軍縮と不拡散に大きな影響を及ぼすこととなる。

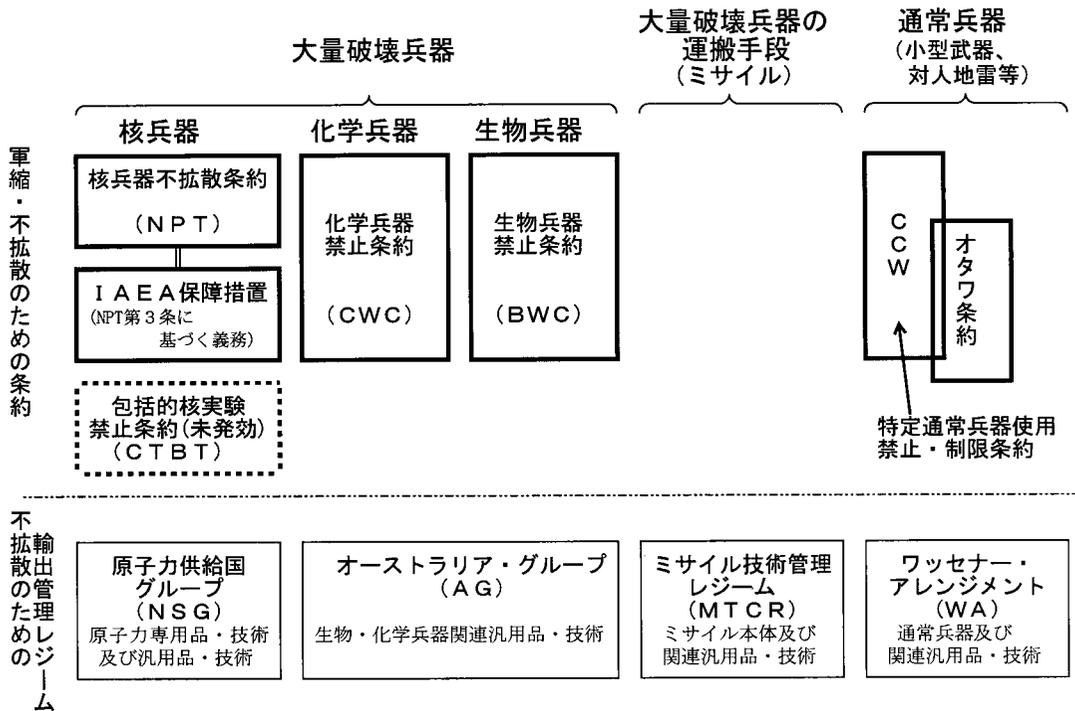
ここでは、まず軍縮と不拡散の大きな枠組について概観し、次に大量破壊兵器(核、化学、生物兵器)及び通常兵器について逐次触れる。最後にテロ事件以後脚光をあびている不拡散について概観する。

第1節 軍縮と不拡散の枠組

現在の軍縮の枠組(レジーム)は、大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)と通常兵器を制限し管理することを目的としている。生物兵器と化学兵器の開発・製造や保有は、それぞれ生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)により全面的に禁止されている。核兵器についても、国際社会は、核兵器不拡散条約(NPT)により核軍縮に向けて努力することに同意している。通常兵器軍縮は緒についたばかりであるが、非人道性の強い一部の兵器は徐々に禁止され始めている。対人地雷禁止条約(オタワ条約)や特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)がその例である。大量破壊兵器、通常兵器の中には、禁止の対象となって

いないものや、禁止されていても検証体制が十分でないものもある。そこで、そうした兵器や兵器の製造の方法、原材料を懸念国にわたさない体制が必要となってくる。それが不拡散体制と呼ばれるものである。以上の各レジームの相関関係を示しているのが、図1である。これらのレジーム以外にも二国間や地域的な条約として米露の軍備管理諸協定あるいは欧州通常戦力（CFE）条約などがある。

大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資等の軍縮・不拡散体制の概要



(注) 通常兵器については、移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が92年に発足したほか、昨年7月の国連小型武器会議で、小型武器の非合法取引に関する「行動計画」を含めた政治的文書を採択。

第2節 核兵器をめぐる状況

東西冷戦の終結直後、核軍縮と核不拡散は大きく進展した。旧ソ連(ロシア)の核の脅威が大幅に軽減されたことの反映でもある。まず、1991年、米露両国は第1次戦略兵器削減条約(START I)に署名し、双方が配備する戦略核弾頭を大幅に削減することに合意した。次に同じく90年代初頭に、核兵器国であるフランス・中国が核兵器不拡散条約(NPT)に加入した。さらに、南アフリカ、ウクライナ、ベラルーシ、カザフス

タン、さらにはアルゼンチン、ブラジルといった国々が、既に保有していた核兵器、自国領域内に配備されていた核兵器、あるいは核兵器開発計画を放棄して、非核兵器国として NPT に加入した。このように NPT の普遍性は格段に高まった。今日、NPT の締約国は 187 か国にのぼり（1990 年の時点では 138 か国）、世界のほとんどの国が NPT を礎とする核不拡散体制に参加している。

95 年には、NPT の有効期間の無期限延長という重要な決定がなされている。その際、この決定が 5 つの核兵器国による核兵器保有の恒久化を意味するものであってはならないとの観点から、もう一つの重要な合意が成立している。すなわち、核兵器国が NPT の第 6 条に規定されている核軍縮交渉義務を誠実に履行することを再確認した上で、特に地下実験を含めて核実験を包括的に禁止する条約、つまり包括的核実験禁止条約（CTBT）の交渉を 96 年中に妥結するとの政治的約束が成立したのである。CTBT は、ジュネーブ軍縮会議での交渉を経て、96 年 9 月に、国連総会において正式に採択された。この CTBT 採択以降、米露間や多数国間の核軍縮交渉は停滞期に入るが、それでも、90 年代前半から英仏両国が核兵器の大幅な一方的削減を実施し、「非核兵器地帯」が新たにアフリカと東南アジア地域に設定された（前者は 95 年採択・未発効、後者は 95 年採択・97 年発効）。さらに、91 年の湾岸戦争後、イラクが NPT 締約国であるにも拘わらず核兵器開発計画を有するなど、国際原子力機関（IAEA）に未申告の原子力活動を行っていたことが発覚した。また、北朝鮮に対して IAEA が保障措置協定に基づく査察を実施したところ、北朝鮮が IAEA に報告した内容と実際の査察結果との矛盾が発覚し、北朝鮮が核兵器を開発しているのではないかとの疑惑が生じた。これを機に、IAEA は、核物質が軍事転用されないことを一層確実なものとするため、保障措置制度を格段に強化する措置（追加議定書）を打ち出した。

しかし、90 年代後半の状況は、概して厳しいものであった。上に述べた北朝鮮やイラクといった NPT 締約国による核兵器開発問題などの条約の不遵守問題は、国際的な核不拡散体制を内側から脅かした。98 年にインドとパキスタンが核実験を実施したことは、南アジア地域の平和と

安定に悪影響を及ぼしただけでなく、NPT を中心とする国際的な核不拡散体制に対し重大な影響を与えた。また、北朝鮮、インド、パキスタン、イランなどによる一連の弾道ミサイル発射実験は、大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの拡散が着実に進んでいることを示すものであった。特に、98年8月、北朝鮮が、日本の領空を越えて弾道ミサイルを発射したことはいまだに記憶に新しい。

さらに、米国上院が CTBT の批准を否決したこと（99年10月）や、米国がミサイル防衛計画推進の動きを示したことに對してロシアや中国が反発し、状況を厳しくさせた。これがジュネーブ軍縮会議での実質的な議論が止まっている大きな要因となっている。

このような厳しい環境の中、2000年4月から5月にかけて第6回 NPT 運用検討会議が開催された。95年の NPT の無期限延長決定以来初めての運用検討会議であったが、予想されたとおり幾度か決裂の危機に直面した。しかし、最終的には、核軍縮・核不拡散のための「現実的な措置」を含む最終文書の採択に成功した。国際社会が NPT 体制の重要性を正しく認識していることの反映である。そして、この最終文書の趣旨と内容は、2000年秋の国連総会でのわが国が提出した決議案の採択を通じて再確認された。

今後の展望については決して明るい見通しがあるわけではない。この最終文書の採択を通じて、核兵器国から「核廃絶への明確な約束」を取り付けたものの、具体的な措置の履行、例えばジュネーブ軍縮会議でのカットオフ条約交渉はいつになったら開始されるのか、近い将来、米国等の CTBT 批准は期待できるのか、CTBT の発効がいつになるのか、といった点については今のところ見通しは立っていない。さらに、米国は2001年12月、対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM 条約）から脱退したが、そのミサイル防衛システムの最終的な姿がいかなるものとなるかについては決まっていない。核大国間の戦略的安定の問題は、今後も引き続き国際安全保障環境上の重大な課題として残っていくであろう。

第3節 化学・生物兵器をめぐる状況

化学・生物兵器を規制する国際条約が初めて策定されたのは、1925年のジュネーブ議定書(「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」)においてである。この議定書では、これらの兵器の戦時における使用が禁止されたが、平時におけるこれらの兵器の保有については何ら規定がなされていなかった。その後、1966年の国連総会決議及び1969年の国連事務総長報告を契機として、この問題が軍縮委員会や国際連合の場で活発に議論されるようになり、それぞれの分野で平時を含めて規制する条約が制定されることとなった。

化学兵器の分野では、70年代から軍縮委員会会議(後のジュネーブ軍縮会議)で議論されてきた化学兵器禁止条約(CWC:Chemical Weapons Convention)交渉が、ようやく92年に妥結し、93年に署名のために開放され、97年4月に発効した。締約国は既に145か国にのぼり(2002年3月現在)、条約の普遍性はかなり高まっている。この条約は、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止し、同時に、米国やロシアが保有している化学兵器を一定期間内(原則として10年以内)に全廃することを定めたものである。これは、軍縮条約史上、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、優れた検証制度を持つ初めての条約であり、大きな意味をもっている。この条約の実施状況を検証していくことを主な任務とした実施機関として、化学兵器禁止機関(OPCW)がオランダのハーグに設立された。200名以上のOPCW査察官により、設立以来4年半で1100回を越える現地査察が実施されてきている。その内訳は、米露などがOPCWに申告した化学兵器貯蔵施設や廃棄施設への現場検証と、化学産業を有する締約国(日本も含む)がOPCWに申告した特定の化学物質を扱っている施設への現地査察に大別される。後者の査察は、通称「産業検証」と呼ばれている。サリンなどの猛毒ガスの開発・製造が化学産業という隠れ蓑の下で秘密裏に行われないようにするために行われるものであり、化学兵器の原材料となりうる化学物質を平和目的等

で取り扱っている施設に対して行われる国際的な監視活動である。

95年3月に東京で起こった地下鉄サリン事件はいまだに人々の脳裏に焼き付いている悲惨な出来事であった。その猛毒サリンを製造するための工場である「第7サティアン」は、この条約に従って日本政府よりOPCWに対して申告され、OPCWより派遣された査察官の厳しい監視の下で、98年12月に廃棄された。

生物兵器については、その開発、生産、貯蔵を包括的に禁止する生物兵器禁止条約（BWC:Biological Weapons Convention）が存在する（1975年に発効）。しかし、上述した化学兵器禁止条約と比較して、生物兵器禁止条約では、締約国が条約を遵守しているかどうかを客観的に検証するための手段を欠いているという問題がある。このため、具体的な検証手段を規定する議定書を作成して、この条約を補強しようとする交渉（検証議定書交渉）が95年から6年以上にわたって続けられた。しかしながら、生物兵器の場合、そこで使用される機材や施設が平和目的か兵器製造目的かを区別するのが化学兵器以上に容易でないこと、また、生命工学などのハイテク技術と密接に関連するため、査察によって商業上の秘密が侵害されかねないことなどから、議定書の交渉は難航を極めた。結局、この議定書交渉は、各国の意見の相違から2001年夏に頓挫し、その後同年11月に行われた生物兵器禁止条約の第5回運用検討会議（5年に1回開催される締約国会議）では、議定書交渉の今後のあり方をめぐって各国の意見がまとまらず、会議の1年間の中断という事態となった。議定書交渉の今後の見通しは現時点では不明である。現在は、各国においてこの条約を遵守するための国内措置の強化や国際協力など、議定書によらない形で条約を強化するための方途も併せて模索されている。

第4節 通常兵器をめぐる状況

通常兵器の規制については、冷戦後にいくつかの新しい動きが見られる。日本や当時の欧州共同体（EC）の提案により、92年1月に一定の通常兵器の輸出入に関する情報を国連に登録する制度（国連軍備登録制度）が発足した。戦車など7つの分野に属する兵器に登録する制度であ

るが、登録の範囲は湾岸戦争での経験を踏まえて決められた。毎年ほぼすべての主要な武器輸出国を含む90か国前後の国々が、この制度に従って、指定された情報及び武器輸出入に関する政策などの関連情報を国連に提供してきている。2002年においては登録国が110か国に達したことから、通常兵器の輸出入に関する透明性は格段に増大したとあってよい。このように透明性が向上することによって、特定地域における過度の通常兵器の蓄積を事前に国際社会が察知し、奇襲攻撃の可能性を少なくし、近隣諸国の間での不信感を払拭し、信頼関係を醸成させることに役立つと期待されている。

その一方で、冷戦後、アフリカを発端にして世界各地で頻発している地域紛争や内戦型紛争においては、対人地雷や自動小銃などの小型武器が罪もない一般の人々を巻き込む主な殺傷手段となっている。さらに、それらの兵器の過剰な蓄積と無秩序な使用が、紛争を激化させ、紛争後の復興・開発にとっても深刻な障害となっている。



対人地雷禁止条約に署名する小淵外務大臣（当時）（1997年12月、於：オタワ）

毎年1万5千人から2万人の死傷者を出していると言われる対人地雷については、NGOを中心とした国際世論の強い追い風もあって、その全面禁止に関する対人地雷禁止条約（オタワ条約）が締結され、99年3月に発効した。わが国も、98年にこの条約を締結し、オタワ条約の普遍化（締約国の数が増えること）に貢献した。オタワ条約の成立は、地雷の犠牲者に対する支援や地雷除去活動の強化という意味でも大きな進展である。しかし、米国、ロシア、中国、インドといった軍事大国は未加入であり、課題も多い。

また、小型武器の問題も重要性を増している。冷戦後10年間に起こった紛争では、約500万人の犠牲者を出しており、それらの紛争では、主要な武器として、自動小銃などの小型武器が使用されている。小型武器の規制についても、90年代後半には日本のイニシアチブの下で国連専門家会合が開かれて詳細な研究が行われた。2001年7月には、国連小型武器会議がニュー・ヨークにおいて開催され、小型武器非合法取引の防止に向けた「行動計画」が採択された。同会議は、閣僚級の参加を得た初めての国連会議であり、小型武器問題の取り組みに向けた国際的な政治的意思を示した重要なものであった。

武器取引の透明性拡大は、各国の思惑もあり一定以上はなかなか進まない傾向にあるが、地雷や小型武器の問題は、今現在も被害者が増え続けているものであり、国際社会は取り組みを一層強化することが求められている。

第5節 不拡散をめぐる状況

冷戦の終焉は、東西間ブロックの対峙を解消したが、同時にある種の力の真空状態を生み出した。その結果、それまでは東西対立の中で抑えられていた地域紛争が續発した。イラクによるクウェート侵攻に始まった湾岸戦争や、アフガニスタン、ソマリア、スーダンなどにおけるいわゆる「低強度武力紛争」の存続はその典型的な例である。同時に、大量破壊兵器やその運搬手段となるミサイルの拡散も進行した。インド、パキスタンによる核実験、北朝鮮やイランなどによる弾道ミサイル開発は、

この事実を例証している。

前述のとおり、米ブッシュ政権は、安全保障にとっての真の脅威は「ならず者国家」による大量破壊兵器やミサイルの獲得であると位置づけている。2001年9月の米国での同時多発テロ及びそれに続く炭疽菌事件は、このような脅威を引き起こす主体として、「ならず者国家」に加え、テロリスト集団があることを際立たせた。

既に国際社会では、大量破壊兵器の拡散を抑制するための努力を60年代から行ってきた。これに加え、兵器そのものの拡散に止まらず、兵器（特に大量破壊兵器）の開発・製造に寄与し得る物資・技術がみだりに流出しないように管理するというアプローチが、80年代以降、先進国を中心に行われている。元々は共産圏向け輸出を規制する西側諸国間の枠組みであったココム(COCOM: Coordinating Committee for Multilateral Strategic Export Controls)で行われていた方式であるが、これが目的を変えて、不拡散のための重要な仕組みとして活用されていると言える。もとより、核兵器不拡散条約や生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約といった大量破壊兵器関連条約の体制を強化し、検証措置を充実させるための努力は重要である。これに輸出管理のための国際協調の枠組みが加わって、総合的な不拡散のための取り組みが成り立っていると言える。

しかし、不拡散のための努力は、大量破壊兵器及びその運搬手段であるミサイルの拡散のペースを遅らせることはできても、これを完全に止めることは、現在の国際社会においては極めて難しい。それら兵器の開発を行おうとする国による必要物資の調達方法は、年々巧妙化しており、不拡散のための努力と拡散とは、「イタチごっこ」を続けていると言えなくもない状況にある。

わが国の周辺でも、大量破壊兵器及びその運搬手段となるミサイルの拡散が起こっている。1993年に生じた核兵器開発疑惑のほかにも、北朝鮮は、わが国のほぼ全域を射程内におさめるノドン・ミサイル（推定射程距離 1,300km）の開発を終了し、その配備を行っていると思われる。さらに長射程のテポドン・ミサイルを開発中である。北朝鮮はまた、ミサ

イル及びミサイル技術を他国にも供与していると見られている。

また、2001年9月の米国における同時多発テロ及びそれに続く炭疽菌事件の発生や、アル・カーイダが実際に核物質や化学剤を入手しようとしていたとされる事実は、テロ組織等の非国家主体に核物質などの大量破壊兵器関連物資が渡ることの危険性を改めて世界に認識させた。

こうした状況の中、国際的な不拡散協力を一層強化していくことは、わが国安全保障の確保のため、また世界の平和と安全のために、今や急務となっている。